

読 替 後	読 替 前
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「給与改定特例法」という。）附則第8条第1項に規定する除外職員を除く。）であって、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（同項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）にあっては、2）を加えて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数</p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数</p>

て「昇給等」という。) をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。) を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に 1 (平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない職員 (給与改定特例法附則第 8 条第 1 項に規定する除外職員を除く。) であって、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第 3 号に規定する算定の基礎となる号数 (当該号数が 0 となる場合を除く。) がこれらの号数及び数にそれぞれ 1 を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回る数が 2 以上となる職員 (給与改定特例法附則第 8 条第 1 項の規定により 1 号俸上位の号俸とされた職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の 1 号俸下位の号俸を受ける職員を除く。) にあっては、2) を加えて得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に 1 (平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない職員 (給与改定特例法附則第 8 条第 1 項に規定する除外職員を除く。) であって、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及

とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（給与改定特例法附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）にあっては、2）を加えて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

二～五 (略)

3～8 (略)

二～五 (略)

3～8 (略)

